平成２４年（フ）第２８号
山梨県甲斐市中下条1816番地５
破産者　遠藤　美枝
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
長野市中御所１丁目15番２号
破産者　岡村　　誠
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
長野市大字安茂里1299番地
破産者　岡村　昭克
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地1329　グリーンハイツ202、破産手続開始決定時の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2034番地
破産者　小林　淳一
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
長野市真島町真島1366番地２　サンコーポましまＢ―11、破産手続開始決定時の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2034番地
破産者　小林　　洋
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
長野市真島町真島1366番地２　サンコーポましまＢ―11、破産手続開始決定時の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2034番地
破産者　小林　正子
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
長野県松本市筑摩３丁目23番３号　モクハウスタウンＢ202
破産者　長谷部功一
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２８７号
長野県松本市大字惣社62番地７
破産者　水野　　清
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４２５５号
京都府宇治市五ケ庄一番割79番地の７、開始決定時の住所大阪市中央区瓦町１丁目６番１―4606
破産者　高山　由之
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４４号
大阪府八尾市旭ヶ丘１丁目101番地
破産者　株式会社金剛堂八尾店こと　梅田　修史
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４１２号
大阪府吹田市千里丘中33番103号、前住所神戸市東灘区本庄町１丁目14番21号　603号
破産者　佐々木昌雄
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６０号
大阪府高槻市城北町１丁目12番４号
破産者　赤澤千良子
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２６号
大阪市天王寺区逢阪２丁目３番８号　ストークハイム藤井503号
破産者　前田　博幸
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７３３号
大阪府吹田市五月が丘西６番２―307号
破産者　平山　明男
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７３４号
大阪府吹田市五月が丘西６番２―307号
破産者　平山　静江
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９号
大阪市生野区勝山北５丁目18番６号
破産者　西澤　和芳
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８号
大阪府寝屋川市成田南町15番42号
破産者　岡村　安俊
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６９号
大阪府東大阪市花園本町２丁目２―５　西岩崎コーポ111号室、住民票上の住所大阪府東大阪市花園本町２丁目３番26号
破産者　林　ひろみ
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部